

いわしの町「九十九里」応援寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわしの町「九十九里」応援寄附条例（平成21年九十九里町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 条例第3条第1項に規定する町長が定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) いわし博物館を始めとする歴史、文化等の保全及び活用に関する事業
- (2) いわしを始めとする特産品の育成及び地場産業の振興に関する事業
- (3) 安心かつ安全なまちづくりに関する事業
- (4) 福祉及び健康の推進に関する事業
- (5) 教育、文化及びスポーツの振興に関する事業
- (6) その他条例の目的を達成するために町長が必要と認める事業

(寄附金の受入れ等)

第3条 寄附金の受入れは、いわしの町「九十九里」応援寄附申込書（様式第1号）により、随時行うものとする。ただし、町長は、事情により、他の方法により寄附金の受入れを行うことができる。

2 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが、公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められる場合
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に認める場合

3 町長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の管理)

第4条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、いわしの町「九十九里」応援寄附金台帳（様式第2号）を整備するものとする。

(寄附者への報告)

第5条 町長は、条例第8条の規定に基づき基金の処分を行った場合は、寄附者に対し、当該基金の事業への充当結果を報告しなければならない。

(運用状況の公表)

第6条 条例第10条の規定による運用状況の公表は、寄附の受入状況、処分の状況その他必要な事項を町広報紙等に掲載することにより行うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。